

第2回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和4年6月2日(木) 午後1時30分～午後4時30分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）
- 4、欠席委員 0名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 2番 中牟田 安彦 委員 4番 馬場 英喜 委員
- ②第2 報告第 3号 農地法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 議案第 6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
- 議案第 7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第 10号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 報告第 5号 農地等形状変更届出について
- 報告第 6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請書の取下げについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 荘子
局長補佐	峰松 正典		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
大木庭、上浅浦、中浅浦、下浅浦、伏原	楠田 賢治	
西三河内、東三河内、中川内、早ノ瀬、大野、広平	野中 重人	
南川、筒口、大殿分、川内、山浦、山浦開拓	山本 清士	
中村、土井丸、森、組方、本町、乙丸	山口 光廣	
井手、三部	田中 徳吉	
嘉瀬の浦、音成	光武 弘美	
母ヶ浦、西葉	中島 徳明	

7. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>只今から第2回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、7番委員の不在(遅刻の連絡あり)と残り11名の委員の出席を確認。)本日の出席委員は11名であります。定足数を充たしています。次に議事録署名人の指名をします。2番中牟田委員と4番馬場委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関することのみを簡潔をお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地は指定された場所以外は禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは特にこちらから指示は致しませんが、自主的に会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消し又は罰則を受けることがございますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしく願います。それでは、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>改めまして皆さん、こんにちは。ちょうど今麦刈りの真っ盛りでございますが、コロナで2年ほど開催されていなかった農業委員会の全国会長大会が先月31日から1日にかけてありました。たまたま松尾新市長が全国市長大会のために上京されていまして、昨日偶然いっしょになりました。(地元選出の)各国会議員の事務所を随行して回ってきました。そのようなことで私は1日伸ばしてさっき帰って来ました。日頃から(代議士には)お願いしている荒廃園が非常に多いということで、市の方としても、もう少し自分の所有物であるという受け止めをして欲しいという話をしながら、パイロット事業に係る荒廃園が多くあるということから、事業開始から50年以上経っているので、遣り繰りで条件の良い農地は残しながら、荒れた農地は元に戻すか非農地化をもっと進めていかないといけない。荒廃農地が700町歩越えていますので、そのような話を繋いで昨日は回って来たところですよ。お手許には大会スローガンをお配りしています。農業委員会どこでも抱えている問題は同じでございます。まずもって次の農業を繋ぐ、まあマスメディア等でも、食糧、自分の所は自分で守らないといけないと言っています。玉ネギがビックリするような高値になっています。この原因の1番は北海道産が不作であったことですが、値段が高くなれば中国産が入ってきていたのですが、(コロナで)ほとんど入っていないというのも1つの理由です。販売に行っていましたので、よく分かっていますが、1億円を稼いだという人もいます。そろそろ梅雨の状況次第で北海道の収穫が始まります。そうなったら少しダウンしないかというのが、昨日東京で会った市場関係者との話です。でもたまにはこういうこともないと元気が出て来ないと思っていますので、嬉しいニュースではあったかと思えます。</p> <p>委員の方々、今日農地パトロールの地図等をお渡しして、例年のごとく盆明けの暑いさなかに現地の確認を致したいと思っています。タオルが3枚・4枚と要るような暑さになるのではと思っています。そのような中にご苦勞いただきますが、どうぞよろしくお願い致します。それから今日はその他のところで鹿島市の工場等振興措置審議会委員がございます。市内の建設会社の方や商工関係の方5~6人の方が委員ですが、農業委員から2名推薦してもらいたいと依頼があつていましたので、勝手ではあつたのですが会長の私と中村委員で報告をしていますので皆さんにご了解をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。(はいという返事あり。)内容的には市内の各企業が増設とかした場合には補助金が出ています。この補助金が妥当に使われているのかを審議することになっています。それから、新しい「農地かしま」の</p>

サンプルが出来ています。農業委員さんと最適化推進委員さんを写真入りで紹介をしています。農協を通して配布していきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。今日は忙しい中に最適化推進委員さん、お出でいただきましてありがとうございます。直接転用等に係る方は極力来ていただいて、担当の農業委員さんと意見を聴いて間違いがないかの確認を取りたいということに来ていただいています。担当している議案が終了したら、今忙しい状況でございますから退席いただいて結構です。今日は議案が多くございますので、とんとんと進ませたいと思いますが、長引きそうです。途中で休憩を取り入れますので、最後までよろしく願います。

(7番委員、到着。着席。)

本日の議題は議案6件と報告4件でございます。それでは報告事項から入っていきたいと思います。報告第3号「農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)」を議題とします。農林水産課農政係から説明をお願いします。

それでは報告第3号について説明いたします。総会議案説明資料と位置図は1頁をご覧ください。1番の申請地は大字●●●●番地の一部です。地目は田。面積は2,996平米の内の15平米です。場所は●●区の●●公園の登り口付近。変更目的は作業小屋となっています。申請人は所有者である●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は1種となっています。また当該地は多面的機能支払交付金の対象地となっており、補助金返還の確約書が提出されています。軽微な変更の理由ですが、当該地で新たにイチゴ栽培を始められる方が使用される作業小屋を建設するためとなっています。既に5月18日に鹿島市告示第44号で公告いたしまして、5月24日付で県へ報告し、申請人への軽微な変更の許可について通知を発送する予定です。2番です。位置図は2頁をお開きください。申請地は●●●●番地●の一部です。地目は畑。面積は412平米の内の180平米です。場所は●●区。変更の目的は作業員のための駐車場と作業場となっています。申請人は所有者である●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。農地区分は2種となっています。軽微な変更の理由ですが、申請者は当該地とその付近で広くミカンの栽培をされており、繁忙期には作業員を雇っておられます。作業員の駐車場と選果をする作業場のため、今回変更の計画を立てられています。既に鹿島市告示第44号で公告いたしまして、5月24日付で県へ報告し、申請人への軽微な変更の許可について通知を行うところとなっています。3番です。位置図は3頁をお開きください。申請地は大字●●●●番地●一部で、地目は畑。面積は231平米の内15平米となっています。場所は●●区の字●●という所です。変更の目的は堆肥置きのための堆肥小屋となっています。申請人は所有者である●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。農地区分は2種で、軽微な変更の理由ですが申請者は当該地付近に昨年まで牛糞を置いておられました。また、ブドウを栽培されており、畑の方に牛糞を撒かなければならないため、今回変更の計画を立てられました。既に始末書については提出されています。鹿島市告示第44号で公告いたしまして、5月24日付で県へ報告し、申請人へ通知を行うところです。4番です。位置図の4頁をお開きください。申請地は大字●●●●番地●の一部です。地目は畑。面積は873平米の内160平米です。場所は●●区の字●●です。変更の目的は農業用倉庫です。申請人は所有者である●●●●●●株式会社の代表取締役●●●●さんです。関係者の同意として区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。農地区分は1種となっています。多良岳パイロット事業の農地に該当していますが、現在パイロット事業の賦課金についての話し合いがされており、話し合い後に確約書を提出してもらう予定になっています。軽微な変更の理由ですが、申請者は当該地とその付近で広く放牧をされており、現在農機具や牛の餌となる藁を外に置いている状況です。今後事業を拡大される予定であるため、屋根付きの倉庫に農機具や藁を置くため、今回変更計

農林水産課
農政係

	<p>画を立てられました。既に鹿島市告示第44号で公告いたしまして、5月24日付で県へ報告し、申請人への軽微な変更の許可について通知を行うところです。以上4件になります。これで報告を終わります。</p>
議長	<p>それぞれイチゴ・ミカン・ブドウ・牛の放牧の作業に必要な施設という認識をしております。担当の委員さんから何かございますか。 (ありませんと返事あり。) じゃあ、他の委員さんからご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それではこれで報告第3号を終わります。次の項目に移ります。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁と3頁をご覧ください。報告第4号について説明いたします。記載のとおり4件となっています。合計12筆。面積が9,533平米となっています。内訳は畑がなく、田のみ12筆で9,533平米です。解約事由は双方合意による借人変更のためが3件。借人からの申し出のためが1件となっています。なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっております、議案第8号の3番に上がっています。3番・4番は新しい借人が決まっていますが、来月の総会で報告できると思います。2番は字庵前の5筆は新しい借人が決まっております、議案第8号の33番に上がっていますが、字●●の3筆は新しい借人が決まっております。以上で報告第4号の説明を終わります。</p>
議長	<p>双方合意の解約となっています。皆さん方から質問や意見はございませんか。ありませんか。概ね新しい借人が決まっているようですが、2番の字●●の3筆が決まっておりますので、担当農業委員の方は最適化推進委員と頑張って探してみてください。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>この3筆は中山間地で圃場整備もされていない小狭地ですので、作り手を探すのは難しいと思われま。</p>
議長	<p>担当は●●委員ですね。難しいとは思いますが頑張ってください。質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは報告第4号についてはご了解ということで終わらせていただきます。 続いて議案第5号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の5頁と本日の資料1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●及び●●番地●でございます。登記地目・現況地目2筆共に畑となっています。登記面積は130平米と61平米です。譲受人は●●区の●●●●の代表役員●●●●●さんです。譲渡人は2人で●●区の●●●●●さん78歳、農業の方と●●県●●町の●●●●●さん68歳、無職の方です。転用の目的は露天駐車場となっておりまして、概要は9台分の駐車場125平米と通路ほかが66平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑、西と南は宅地、北は水路と道路が並列で東西に走っています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。申請地の西側にある駐車場が手狭になってきたため拡大するという申請です。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>この件につきましては、以前私は最適化推進委員をしていました。その頃から譲渡人の●●●●さんから売りたいという相談を受けていました。また、もう一人の譲渡人の●●●●さんは私よりも1つ年上ですが、障害者で●●●●の施設に入っておられます。生活保護を受けたいという希望を持っておられます。生活保護を受けるためには財産的な土地は全て処分しておかね</p>

	<p>ばならないそうです。この農地が最後に残っていました。お二人の土地が隣接してありまして、隣の土地の所有者である●●さんの駐車場にどうかと相談したところ役員会に諮った上で了解してもらっています。昨年農振除外の申請も終わっていました。東側の農地(畑)には影響は無いと思っていますのでご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>事務局の説明と担当委員の現地調査報告がありました。皆さん方からの質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により取り扱います。次にいきます。2番の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>番号2について説明します。位置図は6頁と本日の資料2頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●●でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地となっています。登記面積は770平米です。この申請に当たりまして分筆登記がされていまして、昨年12月の総会において農振除外の審議をしてもらっています。譲受人は●●区で造園・土木業を営まれている株式会社●●●●●●の代表取締役●●●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●●●さん67歳、無職の方です。転用の目的は木くず処分場です。概要は処分場64.80平米、作業スペース171.60平米、木くず受入れ場所201.85平米、2台分の駐車場22.50平米、通路ほか309.25平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西と南は畑(分筆残地)、この分筆残地は議案第7号の2番で農地法3条申請がしてあります。北は畑(隣接農地)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。都市建設課に道路法第24条許可申請を提出されています。申請内容はU字溝設置となっています。番号2の説明は以上です。</p>
議長	<p>では担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は●●●●●●前から市道を800メートル程登った所にあります。市道を挟んで東側が●●●●●●堤で、西側が申請地となります。周囲の状況は北側がミカン園。このミカン園は良く手入れがされています。南側が先程事務局からあったように3条の申請地になります。間にコンクリートの園内道路が整備されていまして、50～60メートル西側に伸びています。西側も南側と同様の3条の申請地です。斜面が西側に高くなっています。南側も西側も畑となっていますが、雑木等が生えている状況です。申請地はある程度伐採等がされている状況です。調査報告は以上です。</p>
議長	<p>担当の●●●●●●推進委員もお見えですが、何か補足はありませんか。</p>
担当推進委員	<p>5月8日に譲受人の●●●●●●さんが来られて説明を受けました。その後、地区の役員に相談をしたのですが、木くず処分場でも荒廃農地が有効利用されるのであれば良いことだと賛成されましたので、署名と押印をしたところです。</p>
議長	<p>現地確認に行きましたが、周辺は荒れてきていました。今回の農地転用で少しは荒廃農地が解消していけば良いというのが地元の期待となっています。皆さん方から何かございませんか。</p>
2番委員	<p>私も先日現地確認に行きました。造園業者さんとしては、このような環境があった方が良いと率直に思いました。木くず処分場はチップーにされるのか、焼却処分されるのか、一時的に置いておいて最終処分場に運ばれるのか、どういう処分がされるのか教えてください。</p>
担当推進委員	<p>チップー処理をして有機農薬として販売されるようです。ミカン園の剪定屑も受け入れてもらえるのか尋ねたところ将来的には、それも考えているとの返答でした。</p>
議長	<p>他に質問や意見はございませんか。無いようですので採決します。2番に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により許可相当として処理いたします。3番の説明をお願いします。</p>

事務局	番号3について説明します。位置図は7頁をご覧ください。本日の資料も3頁です。土地の所在は大字●●字●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は71平米です。譲受人は●●市の●●●●さん30歳、会社員の方です。譲渡人は●●町の●●●●さん56歳、看護師の方です。二人の関係は義理の親子さんです。●●さんは娘婿です。転用の目的は駐車場です。2台分の駐車場25平米と通路ほか46平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路(県道)、西と南は宅地、位置図には●●●●さんとなっていますが、この方が●●さんの父親になられます。北は畑になっています。譲受人の方が申請地の隣に住まい家を建てられて引っ越されるに当たり駐車場が狭いため求められるとのことです。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号3の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は国道●●号から●●方面へ向かう県道●●・●●線へ入りまして、●●●●●●を抜けて150メートル程先に進んだ西側になります。申請農地は県道の拡幅工事に伴う残地となっておりまして、農振地域からは外れています。周囲の状況は東が県道。西は宅地。南も宅地。北は譲渡人名義の畑となっています。西と南にある宅地の所有者であった●●●●さんは亡くなられておりまして、娘である譲渡人が農地等を相続されたところです。この度、譲渡人の娘婿が隣接地の既存住宅を取り壊して、そこに居宅を建てて住まわれることに伴って、駐車スペースが必要になることから申請地を整地して車2台止められるだけの駐車場とするために申請があったところです。転用に当たって地元の区長さん・生産組合長さんはこのことで集落並びに周辺農地には影響は無いとのことでもございました。雨水の排水につきましては、本日の資料を観ていただいた方が分かりやすいと思います。矢印のように宅地を通り西側の既設の溝に入り、市道脇の水路へ流れるようになります。現地調査報告は以上です。ご審議よろしくをお願いします。
議長	担当の●●推進委員から何か補足はありますか。
担当推進委員	ありません。●●委員の説明で十分です。
議長	皆さん方から何か質問や意見はございませんか。無いようですので採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により取り扱います。それでは4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。位置図は8頁と本日の資料4頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●4341番地1でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,508平米です。譲受人は●●市の●●●●さん41歳、理・美容業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん70歳、農業の方です。転用の目的は共同住宅となっています。2棟の共同住宅445平米と31台分の駐車場と駐輪場が595平米、通路ほか468平米になっています。農地区分は用途区域が設定されていますので第3種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は道路(県道)、南は田と宅地、北は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっていて、生活排水は公共下水道に接続されることになると思われます。番号4の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	今、事務局から説明があったように●●の●●の横になります。西は道路で、南には宅地と田んぼが少し残っていますが、特段用排水は間に水路があり、ここから水が入ってきますし、この水路に排水されますので問題ありません。以上です。
議長	現地を確認しましたが、周囲は宅地と道路にほぼ囲まれていて条件的にも揃っているからの申請のようです。皆さん方から質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。

	私から事務局に質問ですが、施工業者はどこですか。
事務局	●●●●です。集合住宅の申請は久々です。
11番委員	すみません。農地からはかけ離れた質問ですが、総資金はいくらか分かりますか。この程度のアパートでいくら位かかるのでしょうか。
事務局	総事業費●●●●万円です。内訳は土地代●●万円。整地費●●万円。建設費●●●●●百万円。その他●●万円となっています。
議長	土地代は反当でいくらになりますか。
事務局	反当●●千円位になります。
議長	他にございませんか。無いようですので採決します。4番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可相当として県へ送付いたします。5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明します。総会議案説明資料の5頁、位置図は9頁、本日の資料は5頁をお開きください。土地の所在は●●字●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,113平米です。譲受人は●●市の●●●●さん50歳、不動産業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん63歳、無職の方です。転用の目的は建売住宅です。3棟の住宅950平米と進入路が163平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と田、西は宅地、南は道路(市道)、北は里道を挟んで宅地になっています。西側の宅地は令和2年4月に建売分譲の申請があっており、家が3軒建っています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はありとなっています。その条件は東の田んぼへの用水の確保です。番号5の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地の東側に田んぼが1枚残ります。ここへの用水は田越しに水が行くようになっていますので、用水を確保するために申請地の南から東の端に用水路を作るようになっています。場所的には●●小学校の北にある三差路から●●の方に小道を約50メートル入った所です。譲渡人の方からは農業はもう出来ないの、売りたいという相談が譲受人へあったようです。報告は以上です。
議長	残ってしまう田んぼはポツンと1枚ですか。
事務局	はい。この1枚だけ残ってしまいます。
議長	その田んぼの東側には水路はないのですか。
事務局	ありますが、それは排水路になっています。
議長	申請地の西側は住宅になっていますか。
事務局	はい。3軒建っています。
11番委員	譲受人は●●不動産の代表ですよね。住所が●●市になっていますが、移されたのですか。
議長	最近、子供の進学のために移したと言っていました。因みにここは反当いくらで売買されていますか。
事務局	反当当たり●●万円です。
議長	他にございませんか。無いようですので採決します。5番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして処理いたします。6番の説明を事務局からお願いします。
事務局	番号6について説明します。位置図は10頁と本日の資料6頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は136平米です。譲受人は●●区の株式会社●●●●の代表取締役●●●●さんです。譲渡人は同じく●●区の●●●●さん73歳、農業の方です。転用の目的は駐車場です。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東と西

	は雑種地、南は水路、北は道路（国道バイパス）になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	私が担当です。申請地は南北に細長い形状になっています。申請地の東側の南半分の雑種地は●●●●の車の置き場所になっています。西側の雑種地は現在三角形ですが、●●が出来た際に駐車場になっています。バイパスが出来るまではきちんとした区画の田んぼでした。譲渡人はこの少しの畑で自分たちが食べる野菜を作られていましたが、年をとってしまう前に整理しておきたいという意向です。申請地と●●●●の車置場は半分しか接していませんが障害物がありません。●●の駐車場の境界にはフェンスがありますので、●●●●に話をされてお願いされたようです。以上が現地調査報告です。 担当の●●推進委員から何かございますか。
担当 推進委員	特にありません。現地を確認しましたら、家庭菜園として利用がされていました。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。質問や意見も無いようですので採決します。6番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。次にいきます。7番の説明をお願いします。
事務局	番号7について説明します。総会議案説明資料は6頁をご覧ください。ここからは所有権の移転ではなく、賃貸借権が設定されています。位置図は11頁と本日の資料7頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっていますが、遊休農地・耕作放棄地となっています。登記面積は404平米です。借受人は●●区の株式会社●●の代表取締役●●●●さんです。貸出人は●●区の●●●●さん61歳、無職の方です。転用の目的は露天駐車場です。8台分の駐車場120平米と通路及び回転所が284平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西は田ですが、東は遊休農地・耕作放棄地で、西は4～5年前に農地転用がされていますが、地目変更の手続きが取られていません。南は水路と里道、北は鉄道用地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは5年間の賃貸借権が設定されています。番号7の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地確認をいたしました。元々は貸出人の●●さんの田んぼでしたが、放棄地となってヨシが目一杯生えています。隣の●●さんが駐車場として借りるということです。特段問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	担当の●●推進委員から何かございますか。
担当 推進委員	いいえ。特にありません。今報告があった通りです。
議長	私から担当委員にお尋ねします。賃借期間が5年となっていますが、5年後は田んぼに戻されるのでしょうか。
担当委員	それはあり得ません。
議長	ここでなくても、工場の横に空き地がありましたが、そこはどうだったのでしょうか。
事務局	そこは雑種地になっていますが、また別の方の所有地になっています。
議長	何の努力もしないまま耕作を放棄しておいて、荒れたから手放したいという感じがしています。 皆さんから質問・意見はございませんか。
11番委員	申請地の西側に田んぼが1枚残るようになりますが、所有者はまた違う人ですか。
事務局	はい。別の方になります。平成30年に(株)●●は申請地の西側1筆と東側1筆空けて2筆を資材置き場や駐車場に農地転用しています。我々としては方詰めて転用してもらい

	たかったのですが、未相続か売りにくかったのかで間を空けて転用されています。
議長	そういうことがありましたね。何かもやもやとした理由でした。(申請)を通すとしても、賃借期間が何故5年なのか、前回転用したときにここまでしていなかった理由とか、近隣の空き地を利用できない理由があるのか、そのあたりを整理しておいてください。田んぼの位置付けをするのか。出来ないなら、畑地化するなどの誘導をしてもらいたいと思います。
担当委員	はい。分かりました。
議長	他にございますか。よろしいでしょうか。質問・意見も無いようですので採決します。7番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として県へ送付いたします。8番から10番は隣接地ですので、まとめて説明をお願いします。
事務局	<p>番号8～10の3件まとめて説明いたします。</p> <p>位置図は12頁、本日の資料は8・9・10頁をご覧ください。番号8ですが、土地の所在は大字●●字●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は823平米です。譲受人は●●県●●市の●●●●●さん30歳、会社員の方です。譲渡人は●●区の●●●●●さん59歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。148枚の太陽光発電パネル404.10平米と進入路ほか418.90平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西は畑で、西側は遊休農地になっています。南は畑と墓地、北は道路になっています。</p> <p>番号9について説明します。土地の所在は大字●●字●●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっていますが、遊休農地です。登記面積は1,112平米です。譲受人は●●市の●●●●●さん28歳、会社員の方です。譲渡人は●●区の●●●●●さん90歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。170枚の太陽光発電パネル480.60平米と進入路ほか631.40平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と南は畑、北は道路になっています。</p> <p>番号10について説明します。土地の所在は大字●●字●●●●●番地、字●●●●●番地、同じく●●●●●番地●●の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に畑となっています。登記面積はそれぞれ170平米、678平米、213平米で合計1,061平米になります。譲受人は●●市の不動産業の●●●●●●●株式会社の代表取締役●●●●●さんです。将来的には買い手が付けば8番・9番と同様一般の方に売却されます。譲渡人は●●区の●●●●●さん70歳、会社員の方と同じく●●区の●●●●●さん83歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。188枚の太陽光発電パネル513.39平米と進入路ほか547.61平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と北は畑、西は畑と墓地、南は道路になっています。備考欄に記載のとおり3件共に関係機関との協議ありで、条件も有りとなっています。3件共に20年間の賃貸借権が設定されています。8番から10番の条件は共通してまして、排水に関することです。番号8～10の説明は以上です。</p>
議長	8番と9番は●●●●●●●●が売却したということですね。10番もそのように買い手が付けば売るといことですね。工事は●●●●●●●●が行うのですね。
事務局	はい。そうです。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは3年位前から太陽光発電の話があっていました。当初話を持ってきた業者は撤退しています。●●●●●●●●が権利を取得して引き継いでいます。この周辺には同様に設置が予定されている所が複数あるようです。今回の条件となっている排水の件ですが、申請地の北側は道を挟んでミカン畑となっています。このミカン畑に雨水が流れ込まないようにして欲しいと所有者からあっています。その対策として申請地8番の東側と申請地9番の西側に既

	設の水路が設けてありますので、そこに落として流すように計画されています。調査報告は以上です。
議 長	地区や生産組合の役員による協議はされていますよね。
担当委員	はい。●●区でされていて、排水のことが問題になったようです。
議 長	<p>役員の一人の方から伺ったのですが、排水のことはもちろんですが、草が繁茂しないように管理のことも言われていました。</p> <p>先月の常設審議委員会でのことですが、●●●●●●が●●町で設定する太陽光発電装置が周辺地区と協議が巧いかないで(農業委員会の総会で)否決された案件が常設に上がってきていました。地元で否決された案件を常設審議委員会で通す訳にはいかなくて否決されました。●●●●●●さんは市内でも多く手掛けられていますので、雨水対策など含めて地元からの要望等にはしっかり対応してもらおうようにして許可を出していかなければいけないと思います。土地と権利を一般の方に売却されますから特に注意が必要ではないでしょうか。投資家の方とマネーゲームをされているみたいなものですから、作る時からしっかりしておかないといけません。地元から出ている条件を事務局はしっかり確認をしておいてください。文書でお願いします。</p>
事務局	はい。確認をしておきます。
議 長	この辺りは太陽光発電装置が進んでいくのでしょうか。
担当委員	あと1件話があっていることを聞いています。
議 長	皆さんから質問や意見はございませんか。
2番委員	オーナーは現場も観たこともない人達で、雨水の排水のことや草が生えてようが関係のない。20年間の賃貸借期間に儲かれば良いという考えだけで、土地代がなるべく安い物件に投資されていると思います。負の遺産を子の代・孫の代に残していいのか。市自体がもっと考えてもらいたいと思います。
議 長	参考までに賃料はいくらになっていますか。
事務局	一番狭い面積をお持ちの方で1筆(213平米)では年額●●円。20年で●●円になっています。1反に直すと年額●●円になります。
議 長	他にありませんか。
3番委員	賃借期間が20年となっていますが、その後はどうなるのですか。
事務局	契約書には原状回復義務と書かれています。借受人は期間満了又は貸出人の解除により本契約が終了したときは、本件土地を現状に回復した上で貸出人に明け渡す義務を負うとなっています。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
7番委員	20年後に太陽光パネルが撤去されて土地が返ってくるときは、地目は雑種地になっていて固定資産税も上がっていることになりますよね。
議 長	<p>そうです。農地に戻っていることはありません。ですから所有者も慎重にしていけないといけません。ただ、所有者の方は20年後にはもう生きていないと思っておられるのかもしれませんが。そういう考えでは本当はいけないと思います。土地の所有権移転であれば良かったのですが。</p> <p>他にはありませんか。質問・意見も出尽くしたようですので採決します。8番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数)
議 長	賛成多数により県へ送付します。9番に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	賛成多数により県へ送付します。10番に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	賛成多数により県へ送付します。ここで小休止したいと思います。15時15分まで休憩します。

	(15時05分～15時15分 休憩)
議 長	それでは再開します。議案第6号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料は7頁をご覧ください。位置図は13頁と本日の資料11頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。この案件は農振除外の申請があって、令和3年3月に審議をしていただいていた。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は122平米です。申請人は●●区の●●●●●さん67歳、無職の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は露天駐車場です。概要は2台分の駐車場25平米と進入路が97平米になっています。周囲の状況ですが、東と南は宅地、西は水路、北は畑(分筆残地)となっています。この申請に当たり分筆されていまして、北側が分筆残地です。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出してあります。番号1の説明は以上です。
議 長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は市道●●●●線沿いにあります。旧●●●●●から●●●●●方面に約1.5キロメートル進んだ付近で、申請者の●●●●●さんの自宅横です。現在の駐車場が手狭であることに加え、軽トラックを購入予定であるために駐車場の確保が必要であることから、今回の申請に至られています。転用に当りまして地元の区長さん・生産組合長さんとしてはこのことで集落並びに周辺農地などへの影響は無く、特段問題は無いとのこと。雨水等の排水につきましては自宅裏に水路が走っておりまして、そちらに放流するとのことですので、問題は無いかと思えます。先程事務局から始末書を読み上げられましたが、事前着工されていることは問題ではあります。転用内容自体に問題があるとは思えません。私からの報告は以上です。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	担当の●●●●推進委員から補足等はありませんか。
担当推進委員	ありません。先程の報告のとおりです。
議 長	皆さんから質問や意見はございませんか。 自宅の裏側に駐車スペースを設けるということです。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として県へ送付いたします。 次に移っていきます。議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題と致します。1番についての説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁と9頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図は14頁も併せてご覧ください。この案件は先月の総会でも審議していただきましたが、納税猶予を受けるための生前一括贈与の申請で譲受人が農業をやる意思が確認できないために保留となっていました。土地の所在は大字●●字●●●●●番地●外11筆でございます。登記地目・現況地目は4筆が田、8筆が畑となっています。登記面積は12筆の合計が13,910平米です。譲受人は●●区の●●●●●さん50歳、会社員兼農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●●さん85歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は生前一括贈与となっています。先月の総会後に譲受人の方には事務局に来ていただき話を聞きました。また、担当の●●●●農業委員には会っていただき話を聞かれています。事務局が聞いたところでは、夜勤の仕事をしているので、昼間は割と時間が取れるので農業をやる時間はある。荒廃した3筆についても今後農地として維持する

	ことは出来ると言われましたので、事務局からは手のかからない果樹等を植えたらどうですかと提案をいたしました。農地法第3条の現地確認調書につきましては先月も申しましたが、●●委員と●●農地最適化推進委員から問題なしと署名押印されております。説明は以上です。
議長	担当委員さんから何かありますか。
担当委員	譲受人の●●君とは直接会って話をしました。農業をやる意思を確認しましたが、今年は兼業だけど、来年からは専業でやるつもりだと言いました。荒廃している3筆についても雑木を払ってみるつもりだと言っていました。重機を入れて再整備しても水路が使えないので、来年は大豆でも作って中山間地域の交付金対象農地へ入れてもらえるようにしたいと言っていましたので、それならば地区の生産組合長さんに相談するようにとアドバイスをしました。因みに生産組合長は最適化推進委員の●●さんですから確認をしたところ、そのような話があったそうです。そのようなことですので農業をやる意思は確認できたかと思えます。
議長	先月からの確認が出来るまでと留保していました。確認が取れたということで採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可することと致します。じゃあ、2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は15頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。この農地は耕作放棄地となっています。登記面積は5,569平米です。譲受人は●●区の●●●●さん75歳、自営業兼農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん67歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と労力不足となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。譲受人の息子さんである●●造園土木の社長に電話をして確認をしました。この申請の件について、親から聞いていると言われました。自分も親の加勢をするつもりであるとおっしゃいました。具体的には年明けの2月～3月に柿や梅の木を植えるための準備を許可が出たらやりたいとおっしゃいました。説明は以上です。
議長	担当委員から事務局の説明に何か補足などはありませんか。
担当委員	譲受人の方は75歳ですが、現在精力的に農業をされています。現地には雑木が生えていますから再整備が必要です。ご本人はソバや大きなスイカなども作られていますので、大丈夫だと思います。
議長	担当の●●最適化推進委員から何かありますか。
担当推進委員	譲受人の方に話を伺ったところ事務局からあつたように柿と梅を植えたいと言われていました。
議長	荒廃農地の再生ということでの引き受けだと思います。植え付け時期が来年3月までになるかと思えますので、気に掛けていただいて生産組合とも連携してもらいたいと思います。この件につきまして、皆さん方から質問や意見はございませんか。
2番委員	確認ですが、譲受人は木くず処分場で5条申請をされた方の父親なのですね。 (はいと担当委員からあり。) 共に上手くいけば、この地区のためになりますね。
議長	そうなるように気を掛けて、時には現場確認もお願いします。他に無いようでしたら採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により許可することに致します。次に進みます。議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

	集積計画について」を議題と致します。この案件につきましては一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第8号について説明いたします。総会議案・説明資料は10頁から17頁までとなっています。この案件につきましては1議案で39件となっています。16頁の36番と37番。17頁の39番と40番の4件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。また、15頁の35番はあっせんです。この総会後に所有権が公社から買い手の方に移ります。その時期は備考欄のとおりです。利用権設定されている案件が1番から34番までの34件です。新規11件。再設定(更新)は23件となっています。利用権を設定されている34件のうち、使用貸借権の設定は3件で、賃貸借権の設定は32件です。26番は賃貸借権と使用貸借が設定されていますので数字が一致しません。賃貸借権32件のうち、現金扱いが12件で、物納扱いが20件です。契約期間につきましては、15年が1件、10年が7件、9年が1件、5年が13件、4年6カ月が1件、4年が1件、3年が4件、2年8ヶ月が1件、2年が3件、1年が2件となっています。使用貸借権が設定されているのは23番と26番の一部と33番です。23番と26番は更新となっています。33番は新規でございますが、中山間地域の田んぼで圃場整備がされていません。しかも狭小地の棚田となっています。作り手の方は住まいの隣のため、仕方なく引き受けられています。農地中間管理機構との貸借は4件で、契約期間は10年が1件、9年11カ月が1件、4年11カ月が1件、3年が1件となっています。設定する権利は4件ともに賃貸借件の設定であり、金銭2件、物納2件となっています。議案第8号の説明は以上です。
議長	審議に入る前に8番委員から何かあるそうです。
8番委員	26番は作り手が私たち夫婦ですが、所有者の方が亡くなられています。息子さんが相続されることになるかと思います。
事務局	存じませんでした。修正をしておきます。
議長	一部使用貸借になっていますが。
8番委員	山間部は使用貸借にしていますが、干拓の方は賃貸借で高めの賃料を設定しています。
議長	新規で使用貸借権が設定されているのがありましたが、どなたが担当ですか。
4番委員	はい。33番ですが、私の担当地区です。
議長	場所の確認はされていますか。
4番委員	はい。確認しています。この件は●●●●さんをお願いをして作ってもらうことになりました。先程、事務局からもあったように●●区の水田のほとんどが昔ながらの狭小な圃場で1枚1枚が狭いことに加えて、機械の搬入口も無いような所です。耕運機一つ入れるのもブリッジを架けてやっと入れているような状態です。農地の形状も作業がやりづらくなっています。用水を確保するにも、水路自体が老朽化していて漏水したりしています。そのような状況ですので下流の水田には水が行き渡らないこともあります。更に農業従事者も70代から80代の高齢者が多くて、無理が出来ないようです。
議長	前の耕作者の方とも使用貸借だったのでしょうか。
4番委員	前の方とは賃貸借権を設定されていたようです。
議長	今回も賃貸借権を設定できなかったのですか。
4番委員	今回も借り手と所有者の間で賃借料に関しての話合いはされたようです。所有者から条件が悪い所を作ってもらうのだから賃料は要りませんと言われたようです。それでも借り手の方はいくらかでもと言われたようですが、結局は使用貸借で落ち着いたようです。
議長	我々の役目はそこを何とか賃借料を設定することですので、認識をしていただきますようお願いいたします。年度初めの生産組合長会議に出てお願いをしているのは、そのことです。よろしく申し上げます。この件はこれで良しとしますが、次からは賃料の設定をしてください。皆さん方から質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり。)

	採決したいと思いますので、この議案に関係のある方は一旦退席をお願いします。
	(8番委員、退室)
議長	議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第8号は決定することに致します。
	(8番委員、入室)
議長	それでは次に進みます。議案第9号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と議案第10号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を議題とします。この2件は関連していますので、纏めて審議します。事務局からの説明を求めます。
事務局	<p>議案第9号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は農業委員会の適正な事務実施についての3つの点検・評価及び活動計画の策定に係る、審議をお願いするとなっています。ご審議いただきまして、可決いただきまして市のホームページに公表し、国へ報告することとなります。</p> <p>別綴じの総会議案資料の1頁をご覧ください。この頁にはⅠ. 農業委員会の状況として、農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しています。数値につきましては農林業センサスや鹿島市農林水産課から提供してもらった数値となっています。</p> <p>2頁をお開きください。Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化となっています。令和3年4月の集積面積の現状値は1,366ヘクタールとなっております。管内農地面積2,170ヘクタールに対する率は62.9%でございました。昨年度末の集積の実績値が1,353ヘクタールでしたので、13ヘクタール減少となっております。目標値である1,659ヘクタールの81.6%となっています。3. 目標の達成に向けた活動についてですが、農地の流動化を図るために利用権設定や農地中間管理事業を推進し、農地の集積を図る。また、農地利用最適化推進委員への連絡を密にして、利用権設定を推進した。また、農地中間管理事業の利用を推進するために農地中間管理機構・市農林水産課と連携して農地の集積を図ったとしております。4. 目標及び活動に対する評価につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により目標を立てていたが及ばなかった。また、農業委員・農地利用最適化推進委員・農地中間管理機構や市農林水産課と連携し、農地中間管理事業を推進し、農地利用最適化へ向けて更に活動する必要があるとしています。目標が達成できなかった最大の理由は、利用権設定されている案件を農地中間管理事業に誘導が不十分であったためと分析しています。次の頁になります。Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、平成30年度・令和元年度・2年度の参入者数が2経営体・2経営体・1経営体で、合計5経営体となっています。令和3年度は目標を2経営体としていたけれども、実績値は3経営体で、農地面積としては4.8ヘクタールの目標に対しまして、18.30ヘクタールとなっております。3. 目標の達成に向けた活動は、担当農業委員や農地利用最適化推進委員・県・市農林水産課・JAが連携を図りながらサポートを行うとなっております。活動実績は令和3年5月24日に牛の放牧事業を行うトゥルーバファーム佐賀俣と進出協定を結ぶことができたとしています。4. 目標及び活動に対する評価としては、新規参入者数、面積ともに目標を達成することができた。法人参入により面積が大幅に目標を上回るすることができた。個人だけでなく、これからも法人参入を目指していくとしています。次に4頁目をお開きください。Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価については、昨年度の解消目標10ヘクタールに対し、実績は4.3ヘクタールとなっています。これは実際の解消面積が12.7ヘクタールあり、転用での面積減が17.2ヘクタールなどあったものの、新規での発生もありトータルで4.3ヘクタールの減にとどまったとしています。目標に及ばない数値が続いています。活動に対する評価については、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、情報を共有することで担当地区巡回時の意識向上が図られ、遊休農</p>

地の発生防止・解消に繋がってきている。また座談会などでの情報収集はコロナウィルスの影響から十分に行えなかったとしています。次に5頁をご覧ください。V 違反転用への適正な対応については、農地転用の事務や情報の提供に関する事務についての点検となっていますので、実績を記載しています。令和3年度に違反転用者に対して文書での指導を行い、佐賀県へ報告しています。これまではずっとゼロとしていましたが、今回数値を上げています。6頁をご覧ください。こちらには農地法3条・4条・5条の処理件数・処理期間を記載しています。7頁をご覧ください。こちらには農地所有適格法人の報告状況や賃借料の情報提供等を記載しております。8頁をご覧ください。こちらは議事録の公表と本活動計画の点検・評価の公表について記載しています。また昨年度は市長あてに意見書を出でませんでしたので、そちらについても記載しています。以上が昨年度（令和3年度）の活動の点検・評価です。

続いて別冊をご覧ください。議案第10号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。今年度から「新たな農地利用の最適化」と意欲的な「活動目標」を各委員が設定するように名称が改められていますのでご了承ください。数値目標につきましては国が強制的に定めております。1頁をご覧ください。

I. 農業委員会の状況については、1頁と同様に農林業センサスや市農林水産課からのデータを基に記載しております。2頁をお開きください。II. 最適化の活動の目標
1. 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題について、今年度末の集積率の目標を65.0%と設定し、新規の集積面積を38ヘクタール増で現時点の面積1,353ヘクタールからトータル1,391ヘクタールとしております。

(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題につきましては、直近の利用状況調査から判明した遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が710.1ヘクタールです。この内トラクターで耕起すれば農地の戻すことができる緑区分の遊休農地が6.2ヘクタールあり、黄色区分の遊休農地（荒廃農地）が703.9ヘクタールとしています。課題としましては、農業従事者の高齢化や担い手不足により営農条件の悪い中山間地域で多く発生しており、平坦部での発生も現実的なものとなってきているとしています。

②目標としましては、アとして、既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消は数値がおのずと決まっています。6.2ヘクタールは①の現状数値であり、目標の1.2ヘクタールは現状の5分の1にしています。b 黄色区分の遊休農地面積は①現状から703.9ヘクタールであり、解消のための工程表の策定方針は守るべき農地を明確にするため、農業委員等が農地パトロールで得た情報に応じて、地域の担い手への集積を図る。また、再生不可能な農地は非農地判断を行うとしています。

(3) 新規参入の促進 ①現状は令和元年度からの参入者数が2経営体・1経営体・3経営体で、面積は7.0ヘクタール・0.3ヘクタール・18.3ヘクタールとなっています。課題は優良農地の確保・資金調達・営農技術・地域や行政等の相談相手が必要としています。②目標は平成28年度から平成30年度までの3カ年の権利移動面積の平均値の1割にすることになっていますので、9.3ヘクタールとなります。

2. 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標を各人1月当たり8日としています。この日数は国が定めています。(2) 活動強化月間の設定目標を7月～9月までの3カ月として、取り組み項目を7月と9月は「農地の集積」、8月は「遊休農地の解消」としています。(3) 新規参入相談会への参加目標を毎月最終火曜日に開催されるワンストップ就農相談に参加するとしています。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

お手許の議案(資料)にありますように、例年目標を定めてということでございます。実績では昨年認定農業者等からの意見を聴いて、市長に対して提言をしていたのですが、コロナの影響で出来なかったことも記載されています。新年度については皆さんと協議しながら、このことは取り組む必要があると思っておりますし、新しい市長に変わられていますので今回続けてしないことは出来ないと思っております。いずれにしても荒廃農地が700町歩越えていることか

	<p>ら、前から挨拶のときに言っているのですが整理をしていかななくてはいけないと思っています。分母の数を減らさないことには変わっていかないと思っています。協力をお願い致します。</p> <p>(議案を)パッと見て質問をしてくださいというのも難しいと思いますが、何か質問・意見はございませんか。</p>
6番委員	<p>大字重ノ木や北鹿島のような平坦地と中山間地ではどのくらい荒廃農地に差があるのですか。</p>
事務局	<p>北鹿島の平坦地にも1~2ヘクタールの荒廃地があります。平坦地で荒廃しているのはこの程度で、これ以外の荒廃地は中山間地です。特に多いのが大字音成、大字飯田、大字山浦地区です。</p>
6番委員	<p>耕作放棄地に対しての対策を取る必要があるかと思いますが、私の地区でも条件が悪くて耕作者が作りたくない場所もあります。作ってもらうために地域ぐるみでやっていかないとはいけません、そのための予算を付けることは出来ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員が言われている場所は湿田で裏作が作れない田んぼのことかと思いますが、そういった場所に適した作物を作ってもらえる方をお願いするのが一番だと考えます。</p>
6番委員	<p>そういう人を探せばいいのでしょうか、耕作放棄地になりかけています。生産組合で取り組んでもらえないかと思っています。</p>
議長	<p>生産組合長が1年で交代されて役目済ましの状態です。以前は1期2年で2期くらいされていましたので、取組みが出来ていましたし相談も出来ていました。農協の職員自体が生産組合を農協の組織という認識もないので、農協が加勢してこのような耕作放棄地が無くしていこうという意識がないし、ましてや市役所の担当者は1人です。最近入庁した者が担当では出来ないことかと思っています。</p>
事務局	<p>湿田で裏作が作れない田んぼでしたら、マコモダケを作ることは出来ないでしょうか。中木庭区で作られている方がいらっしゃいますが、中木庭で作るよりも効率的に出来るのではないかと思います。話をしてみてもいいかなと思います。</p>
議長	<p>マコモダケだと常に水が入っていて蚊が発生するという苦情が出ないでしょうか。品目的に新たな作物に取り組んでいくというのも手法とは思いますが、荒廃農地を減らすために非農地判断を始めました。先日、市長とこの話をしたときには遊休農地対策でオリブをもう少し増やせないかと言われました。市の推進品目にしたいとのことでした。</p>
事務局	<p>植える場所が限られるのではないですか。遊休農地であって排水が良くて陽当たりが良い場所は多くはないかと思っています。</p>
議長	<p>簡単ではありません。レモンをいう声もありますが、レモンは簡単にいくものでしょうか。玉揃いさせるのが大変ではないでしょうか。</p>
1番委員	<p>乾燥する所では作り易いかと思います。ですから、山間地の方が良いかと思っています。</p>
7番委員	<p>質問してよろしいでしょうか。●●●●の放牧ですが、荒廃農地を購入されましたが、地目は何になっているのですか。</p>
事務局	<p>地目は前のままです。購入された土地で種を播き牧草を育てられ、肥培管理をされますので農地として取り扱われています。ですから、所有権移動をあっせんで行っています。</p>
7番委員	<p>放牧場のイメージから質問をしました。牧草を育てる場所ということですね。</p>
事務局	<p>はい。中山間直接払の対象農地にもなるようです。</p>
2番委員	<p>荒廃農地・耕作放棄地が一番多いのは七浦です。その中でもパイロット事業で開墾されたミカン園です。開墾された当時はミカンで潤ったかもしれませんが、今では賦課金も払いたくない人がいっぱいいます。この賦課金は未来永劫で子の代・孫の代と払い続けなくてははいけません、農地として利用されていないのが実情で、負の遺産となっています。ただ今回、音成や嘉瀬の浦区で負担金なしで果樹園の圃場整備がされます。このような環境づくりをもっと欲しいと思っています。</p>
議長	<p>分かりました。思いを繋ぎながら取り組んでいきたいと思っています。他にありませんか。無い</p>

	ようですので採決します。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	議案第9号と10号は全員賛成により、承認されました。
事務局長	ありがとうございました。承認いただきましたので、議案第9号と10号は鹿島市のホームページに今月中に掲載することになります。
議 長	報告第5号「農地等形状変更届出について」に進みます。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第5号について説明いたします。総会議案資料の18頁をご覧ください。位置図は16頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番●でございます。地目は田で、面積は2,006平米でございます。届出人は所有者の●●●●さん73歳、●●区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は今年相続し、現況地目が田のままになっていることが分かり、形状変更届出を提出されました。周囲は耕作放棄地に囲まれ水利を確保できない状況のため、畑として耕作を継続したいとのことでした。一部にはハウスが中央に設置されており、花やシソ、ジャガイモ等が作付けをされています。東と南は道を挟んで田、西は道を挟んで畑、北は公衆用道路となっています。周囲の農地は荒廃しています。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	この周辺は減反の対象になることが多かったようで、このことで用水を取る必要が無くなり、荒廃してしまったようです。申請地も水が来なくなって畑として利用されています。ハウスでは花を作られていて、ハウス以外ではシソやジャガイモ、その他野菜を作られています。周囲と比べると立派に利用されています。
議 長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。無いようですので採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。今後も荒らさないように農地として維持してくださいと伝えてください。報告第6号「農地法第5条許可申請書の取下げ願いについて」を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案資料の19頁をご覧ください。この案件は今年3月30日の総会で審議がされています。位置図は17頁をご覧ください。全員賛成で佐賀県へ進達する段階になって申請を取り下げると借受人の方から申し出があります。土地の所在は大字●●字●●●●番地●及び●●番地●です。地目は田で、登記面積は2筆合計440平米です。転用の目的は貸露天資材置場です。実の親子間で使用貸借の設定がされました。取下げの理由は追加の工事費が発生し、当初の予算計画を上回り、費用対効果が見込まれないためとなっています。報告第6号の説明は以上です。
議 長	審議するときに、こんな所を転用しなくてもという話が出たような気がしました。担当委員から報告などありましたらお願いします。
担当委員	内容はここに書いてある通りです。女性の行政書士の方が5月13日に来られて、取り下げますという説明に来られました。
議 長	採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成によりまして承認いたします。ここも今後も耕作をしてもらうようお願いをしておいてください。以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時30分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年 6月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

Ⓔ

2番委員

Ⓔ

4番委員

Ⓔ

事務局長

Ⓔ